

令和6年度

ごみカレンダー

& ごみの出し方

燃やすごみを減らそう

生ごみを減らしましょう！

生ごみの約8割は水分です。ごみ袋に捨てる前に、しっかり水キリしましょう。

空き箱もリサイクルしましょう！

お菓子やティッシュの箱もリサイクルできます。紙袋に入れて資源ごみとして出しましょう。

計画的に購入しましょう！

買い物メモを作って食材などの買いすぎをなくしましょう。



吉野ヶ里町 ごみの出し方 検索

吉野ヶ里町

住民課
令和6年4月発行

詳しいごみの出し方については「ごみの出し方ガイドブック」又は「ホームページ」をご覧ください。



収集カレンダー
P1～P6

ごみの分別・出し方
燃やすごみ P7

資源・不燃ごみ
P8

粗大ごみの出し方
P9

リサイクルプラザ
P10

リサイクルセンター
裏表紙

令和6年度 ごみカレンダー

燃やすごみは収集日当日、朝8時までに
決められた場所に出してください。



事業ごみは出せません。

店舗・事務所などから出たごみは
家庭ごみに出せません。

燃やすごみ P7



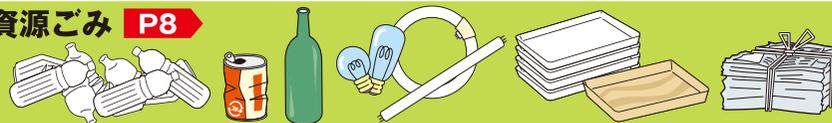
燃やすごみを出す透明の指定袋

燃えないごみ P8



燃えないごみを出す黄色の指定袋

資源ごみ P8



ごみは、資源物へのリサイクルなどの観点から、さまざまな種類に分けられます。
正しく分別し、正しい方法で出しましょう。



粗大ごみ P9



令和6年

4 月

April

日	月	火	水	木	金	土
	1 A・C地区 4区	2 B・D地区	3 (休) C地区 6区 い区	4 A地区	5 B・C・D地区 2区	6
7	8 A・C地区 3区	9 B・D地区	10 (休) C地区 5区	11 A地区	12 B・C・D地区 1区	13
14	15 A・C地区 4区	16 B・D地区	17 (休) C地区 6区	18 A地区	19 B・C・D地区 2区	20
21	22 A・C地区 3区	23 B・D地区	24 (休) C地区 5区 あ区	25 A地区	26 B・C・D地区 1区	27
28	29 (休) A・C地区	30 B・D地区				

5 月

May

日	月	火	水	木	金	土
			1 (休) C地区 6区 い区	2 A地区	3 (休) B・C・D地区 2区	4 (休)
5 (休)	6 (休) A・C地区 4区	7 B・D地区	8 (休) C地区 5区	9 A地区	10 B・C・D地区 1区	11
12	13 A・C地区 3区	14 B・D地区	15 (休) C地区 6区	16 A地区	17 B・C・D地区 2区	18
19	20 A・C地区 4区	21 B・D地区	22 (休) C地区 5区 あ区	23 A地区	24 B・C・D地区 1区	25
26	27 A・C地区 3区	28 B・D地区	29 (休) C地区	30 A地区	31 B・C・D地区	

6月

June

	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 A・C地区 4区	4 B・D地区	5 (休) C地区 6区 い区	6 A地区	7 B・C・D地区 2区	8
9	10 A・C地区 3区	11 B・D地区	12 (休) C地区 5区	13 A地区	14 B・C・D地区 1区	15
16	17 A・C地区 4区	18 B・D地区	19 (休) C地区 6区	20 A地区	21 B・C・D地区 2区	22
23/30	24 A・C地区 3区	25 B・D地区	26 (休) C地区 5区 あ区	27 A地区	28 B・C・D地区 1区	29

7月

July

日	月	火	水	木	金	土
	1 A・C地区 4区	2 B・D地区	3 (休) C地区 6区 い区	4 A地区	5 B・C・D地区 2区	6
7	8 A・C地区 3区	9 B・D地区	10 (休) C地区 5区	11 A地区	12 B・C・D地区 1区	13
14	15 (休) A・C地区 4区	16 B・D地区	17 (休) C地区 6区	18 A地区	19 B・C・D地区 2区	20
21	22 A・C地区 3区	23 B・D地区	24 (休) C地区 5区 あ区	25 A地区	26 B・C・D地区 1区	27
28	29 A・C地区	30 B・D地区	31 (休) C地区			

(休) リサイクルセンターの休館日

◆収集区域の地区名一覧

燃やすごみ	
A地区	在川、大曲、松葉、横田、永田ヶ里、大塚ヶ里 辛上、中の原団地
B地区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東 上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東 大曲アパート、川原団地、大曲宿舍、若葉台
C地区	新宮田、目達原、上中杖上分、苔野、吉田、萩原、鳥ノ隈 田手村、田手宿、立野
D地区	吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、曾根、上中杖、下中杖 上豆田、下豆田、箱川上、箱川下、乙ノ馬手、下藤、田中

資源ごみ等	
1区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東、上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東
2区	在川、大曲、松葉、大曲アパート、横田、川原団地、大曲宿舍、若葉台、永田ヶ里、大塚ヶ里、辛上、中の原団地
3区	新宮田、目達原、上中杖上分、萩原、鳥ノ隈
4区	苔野、吉田、曾根、下中杖、立野
5区	上中杖、上豆田、下豆田、乙の馬手、下藤、田中
6区	田手村、田手宿、吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、箱川上分、箱川下分

粗大ごみ	
あ区	(東脊振校区) ※燃やすごみのA・B地区
い区	(三田川校区) ※燃やすごみのC・D地区

生活おたすけボランティア募集

ごみ出しの困りごととは、社会福祉協議会まで。

☎0952-52-7831

- 利用対象者
- 一人暮らしの高齢者
 - 高齢者のみの世帯
 - 介助が必要な家族がいる世帯

- 料金
- 燃やすごみ(運びのみ)…100円
 - 資源ごみ(運びのみ)…200円
 - 資源ごみ(分別・運び)…300円

令和6年度 ごみカレンダー

**燃やすごみは収集日当日、朝8時までに
決められた場所に出してください。**



事業ごみは出せません。
店舗・事務所などから出たごみは
家庭ごみに出せません。

燃やすごみ P7

燃やすごみ
(透明)

燃えないごみ P8

燃えないごみ
(黄色)

資源ごみ P8

ごみは、資源物へのリサイクルなどの観点から、さまざまな種類に分けられます。
正しく分別し、正しい方法で出しましょう。

油
キャップをしめる
○コンポスト

粗大ごみ P9

・燃やすごみを出す透明の指定袋 ・燃えないごみを出す黄色の指定袋

8 月 August

日	月	火	水	木	金	土
				1 A地区	2 B・C・D地区 2区	3
4	5 A・C地区 4区	6 B・D地区	7 (休) C地区 6区 い区	8 A地区	9 B・C・D地区 1区	10
11 (休)	12 (休) A・C地区 3区	13 B・D地区	14 (休) C地区 5区	15 A地区	16 B・C・D地区 2区	17
18	19 A・C地区 4区	20 B・D地区	21 (休) C地区 6区	22 A地区	23 B・C・D地区 1区	24
25	26 A・C地区 3区	27 B・D地区	28 (休) C地区 5区 あ区	29 A地区	30 B・C・D地区	31

9 月 September

日	月	火	水	木	金	土
1	2 A・C地区 4区	3 B・D地区	4 (休) C地区 6区 い区	5 A地区	6 B・C・D地区 2区	7
8	9 A・C地区 3区	10 B・D地区	11 (休) C地区 5区	12 A地区	13 B・C・D地区 1区	14
15	16 (休) A・C地区 4区	17 B・D地区	18 (休) C地区 6区	19 A地区	20 B・C・D地区 2区	21
22 (休)	23 (休) A・C地区 3区	24 B・D地区	25 (休) C地区 5区 あ区	26 A地区	27 B・C・D地区 1区	28
29	30 A・C地区					

10 月 October

日	月	火	水	木	金	土
		1 B・D地区	2 (休) C地区 6区 い区	3 A地区	4 B・C・D地区 2区	5
6	7 A・C地区 4区	8 B・D地区	9 (休) C地区 5区	10 A地区	11 B・C・D地区 1区	12
13	14 (休) A・C地区 3区	15 B・D地区	16 (休) C地区 6区	17 A地区	18 B・C・D地区 2区	19
20	21 A・C地区 4区	22 B・D地区	23 (休) C地区 5区 あ区	24 A地区	25 B・C・D地区 1区	26
27	28 A・C地区 3区	29 B・D地区	30 (休) C地区	31 A地区		

11 月 November

日	月	火	水	木	金	土
					1 B・C・D地区 2区	2
3 (休)	4 (休) A・C地区 4区	5 B・D地区	6 (休) C地区 6区 い区	7 A地区	8 B・C・D地区 1区	9
10	11 A・C地区 3区	12 B・D地区	13 (休) C地区 5区	14 A地区	15 B・C・D地区 2区	16
17	18 A・C地区 4区	19 B・D地区	20 (休) C地区 6区	21 A地区	22 B・C・D地区 1区	23 (休)
24	25 A・C地区 3区	26 B・D地区	27 (休) C地区 5区 あ区	28 A地区	29 B・C・D地区	30

(休) リサイクルセンターの休館日

◆収集区域の地区名一覧

燃やすごみ	
A地区	在川、大曲、松葉、横田、永田ヶ里、大塚ヶ里 辛上、中の原団地
B地区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東 上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東 大曲アパート、川原団地、大曲宿舎、若葉台
C地区	新宮田、目達原、上中杖上分、苔野、吉田、萩原、鳥ノ隈 田手村、田手宿、立野
D地区	吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、曾根、上中杖、下中杖 上豆田、下豆田、箱川上、箱川下、乙ノ馬手、下藤、田中

資源ごみ等	
1区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東、上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東
2区	在川、大曲、松葉、大曲アパート、横田、川原団地、大曲宿舎、若葉台、永田ヶ里、大塚ヶ里、辛上、中の原団地
3区	新宮田、目達原、上中杖上分、萩原、鳥ノ隈
4区	苔野、吉田、曾根、下中杖、立野
5区	上中杖、上豆田、下豆田、乙の馬手、下藤、田中
6区	田手村、田手宿、吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、箱川上分、箱川下分

粗大ごみ	
あ区	【東脊振校区】 ※燃やすごみのA・B地区
い区	【三田川校区】 ※燃やすごみのC・D地区

野焼きは禁止されています!

一部の例外を除き、野外焼却(野焼き)は法律で禁止されており、処罰の対象となります。

- 生ごみ、ゴム類、プラスチック製品、紙などは絶対に野焼きしないでください。



令和6年度 ごみカレンダー

**燃やすごみは収集日当日、朝8時までに
決められた場所に出してください。**



事業ごみは出せません。

店舗・事務所などから出たごみは
家庭ごみに出せません。

燃やすごみ P7



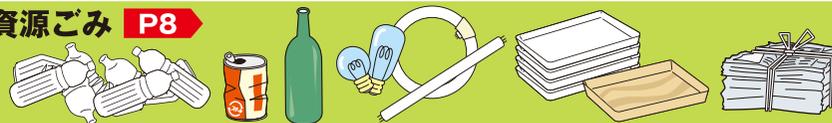
燃やすごみを出す透明の指定袋

燃えないごみ P8



燃えないごみを出す黄色の指定袋

資源ごみ P8



ごみは、資源物へのリサイクルなどの観点から、さまざまな種類に分けられます。
正しく分別し、正しい方法で出しましょう。



粗大ごみ P9



●年未年始の収集日につきましてはご注意ください。

12月 December

令和7年

1月 January

日	月	火	水	木	金	土
1	2 A・C地区 4区	3 B・D地区	4 (休) C地区 6区 い区	5 A地区	6 B・C・D地区 2区	7
8	9 A・C地区 3区	10 B・D地区	11 (休) C地区 5区	12 A地区	13 B・C・D地区 1区	14
15	16 A・C地区 4区	17 B・D地区	18 (休) C地区 6区	19 A地区	20 B・C・D地区 2区	21
22	23 A・C地区 3区	24 B・D地区	25 (休) C地区 5区 あ区	26 A地区	27 B・C・D地区 1区	28
29 (休)	30 (休) A・C地区	31 (休) B・D地区				

日	月	火	水	木	金	土
			1 (休) 休	2 (休) 休	3 (休) 休	4
5	6 A・C地区 4区	7 B・D地区	8 (休) C地区 5区 い区	9 A地区	10 B・C・D地区 1区	11
12	13 (休) A・C地区 3区	14 B・D地区	15 (休) C地区 6区	16 A地区	17 B・C・D地区 2区	18
19	20 A・C地区 4区	21 B・D地区	22 (休) C地区 5区 あ区	23 A地区	24 B・C・D地区 1区	25
26	27 A・C地区 3区	28 B・D地区	29 (休) C地区	30 A地区	31 B・C・D地区	

2月

February

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 A・C地区 4区	4 B・D地区	5 (休) C地区 6区 い区	6 A地区	7 B・C・D地区 2区	8
9	10 A・C地区 3区	11 (休) B・D地区	12 (休) C地区 5区	13 A地区	14 B・C・D地区 1区	15
16	17 A・C地区 4区	18 B・D地区	19 (休) C地区 6区	20 A地区	21 B・C・D地区 2区	22
23 (休)	24 (休) A・C地区 3区	25 B・D地区	26 (休) C地区 5区 あ区	27 A地区	28 B・C・D地区 1区	

3月

March

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 A・C地区 4区	4 B・D地区	5 (休) C地区 6区 い区	6 A地区	7 B・C・D地区 2区	8
9	10 A・C地区 3区	11 B・D地区	12 (休) C地区 5区	13 A地区	14 B・C・D地区 1区	15
16	17 A・C地区 4区	18 B・D地区	19 (休) C地区 6区	20 (休) A地区	21 B・C・D地区 2区	22
23/30	24 A・C地区 3区	31 B・D地区	25 C地区 5区 あ区	26 (休) A地区	27 B・C・D地区 1区	28
						29

(休) リサイクルセンターの休館日

◆収集区域の地区名一覧

燃やすごみ	
A地区	在川、大曲、松葉、横田、永田ヶ里、大塚ヶ里 辛上、中の原団地
B地区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東 上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東 大曲アパート、川原団地、大曲宿舍、若葉台
C地区	新宮田、目達原、上中杖上分、荻野、吉田、萩原、鳥ノ隈 田手村、田手宿、立野
D地区	吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、曾根、上中杖、下中杖 上豆田、下豆田、箱川上、箱川下、乙ノ馬手、下藤、田中

資源ごみ等	
1区	永山、坂本、松隈、上石動、下石動、西石動、上三津東、上三津西、下三津西、三津住宅、肥前職員寮、下三津東
2区	在川、大曲、松葉、大曲アパート、横田、川原団地、大曲宿舍、若葉台、永田ヶ里、大塚ヶ里、辛上、中の原団地
3区	新宮田、目達原、上中杖上分、萩原、鳥ノ隈
4区	荻野、吉田、曾根、下中杖、立野
5区	上中杖、上豆田、下豆田、乙の馬手、下藤、田中
6区	田手村、田手宿、吉野ヶ里、力田、衣村、伊保戸、箱川上分、箱川下分

粗大ごみ	
あ区	(東脊振校区) ※燃やすごみのA・B地区
い区	(三田川校区) ※燃やすごみのC・D地区

不法投棄は禁止されています!

不法投棄は法律で禁止されており、処罰の対象となります。

- 道路や河川、空地などにごみを捨てることは禁止されています。
- 可燃、資源等ごみを出す際は、所定の場所や時間を守ってください。



ごみは分別して正しく出しましょう!

"ごみの減量化"と"ごみの資源化"に取り組みましょう

・収集日は「ごみカレンダー」の1～6ページをご覧ください。
・「ごみの出し方ガイドブック」をお読みになり、正しくごみを出してください。



燃やすごみは以下の方法で出してください。

●「ゴミステーション」に出す

- ・燃やすごみ用の指定袋に入れて出してください。(指定袋は、町内のスーパーやコンビニなどで購入してください。)
- ・お住いの地区の決められたゴミステーションに、収集日の朝8時までにしてください。(ゴミステーションとは、燃やすごみを出す「ごみ集積所」です。)

⚠ 燃やすごみは、ゴミステーション以外に出すことはできません。※ゴミステーションの場所は、地区の区長やご近所の方におたずねください。

資源ごみは以下の方法で出してください。

※各地区の資源ごみ等収集拠点とはホームページで確認できます。

吉野ヶ里町 資源ごみ拠点

検索

●「地区の資源ごみ等収集拠点」や「吉野ヶ里町リサイクルセンター」に出す ●衣類等は、リサイクルセンターに出す

- ・お住いの地区の決められた収集拠点に月2回、出してください。・資源ごみごとに決められたコンテナ、ネットに資源ごみだけを入れてください。
- ・収集拠点に出せなかった時や、ごみの量が多く自宅での保管に困った時などは、リサイクルセンターに出してください。

⚠ 収集拠点のお世話(当番)の関係で、アパートなどにお住いの方は、町のリサイクルセンターに出していただく場合があります。

燃えないごみは以下の方法で出してください。

●「地区の資源ごみ等収集拠点」や「吉野ヶ里町リサイクルセンター」に出す

- ・燃えないごみ用の指定袋に入れてください。(指定袋は、町内のスーパーやコンビニなどで購入してください。)
- ・お住いの地区の決められた収集拠点に月2回、出してください。
- ・収集拠点に出せなかった時や、ごみの量が多く自宅での保管に困った時などは、リサイクルセンターに出してください。

⚠ 指定袋に収まらない大きなごみは、粗大ごみで出してください。(傘のみ指定袋からはみ出てもかまいません。)

⚠ 収集拠点のお世話(当番)の関係で、アパートなどにお住いの方は、町のリサイクルセンターに出していただく場合があります。

指定ごみ袋の料金【1巻10枚】

サイズ	燃やすごみ袋	燃えないごみ袋
特大	400円	—
大	300円	300円
小	150円	150円



燃やすごみ

資源ごみなどに分別できないごみ

生ごみ・台所ごみ

- ・生ごみ・食品残さ
- ・貝がら・割りばしなど
- ※食用油(廃油)は固めるか、紙や布にしみこませる



リサイクルできない紙類

- ・食品にふれていた紙容器
- ・圧着ハガキやレシート
- ・紙コップなど加工された紙
- ・粉洗剤などにおいの付いた紙



せん定枝・草・落ち葉

- ※草に付いている土は落とす
- ※枝は長さ50cm未満に切断する



その他

- ・リサイクルできない服・汚れているペットボトル
- ・布製品や皮製品・在宅医療廃棄物(針は除く)
- ・紙おむつ(汚物は除く)・ネコの砂(汚物は除く)

汚れている容器包装プラスチック

- ・洗っていない弁当などの容器
- ・洗にくいケチャップなどの容器
- ※洗やすい容器は資源ごみに出しましょう
- ・食用油が入っていた容器



ゴム製品・ビニール製品

- ※ビニールホース、ロープは50cm未満に切断する



資源ごみ

かん類 ! コンテナ・ネットに仕分ける

アルミ缶・スチール缶 ※飲料用や食品用の空き缶が対象です。

 このマークを目印に分別してください。

- 中身を空にして軽くすすいください。
- ふたは外してください。ふたは分別してください。
- つぶさずに出してください。

スプレー缶 カセットボンベも出すことができます。

- 中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。
- プラスチック製のキャップとノズルは外してください。

 缶を振り、「シャカシャカ」などの音がする缶は出せません。

使い切って出す
穴開け不要

 残りガスの安全な出し方は、各メーカーなどにお問い合わせください。



びん類 ! コンテナに仕分ける

一升びん・ビールびん・茶色びん・無色びん・その他の有色びん

※飲料用や食品用の空きびんが対象です。

- 中身を空にして軽くすすいください。
- ふたは外してください。ふたは分別してください。
- ラベルははがさなくてもかまいません。

 割れたびんは、燃えないごみに出してください。

燃えないごみ
に出す



有害ごみ ! コンテナに仕分ける

有害ごみ

- 蛍光管・白熱電球・乾電池・ボタン電池・使い捨てライター
- 水銀体温計・水銀血圧計・モバイルバッテリーなど

- 種類ごとに、透明(半透明)の袋に入れて出してください。
- 蛍光管はそのまま出すことができます。(複数ある場合は、ひもでくる。)

 LED、割れた蛍光管、電子体温計は、燃えないごみに出してください。

電極にテープ
を貼る



食用廃油 ! コンテナに仕分ける

食用廃油

- 天かすなどを取り除き、ねじ式のプラスチック容器に入れて出してください。

 びん・缶などに入れて出さないでください。  灯油などは出せません。

燃えないごみ

陶磁器・ガラス類

- 食器類・花瓶・コップなど



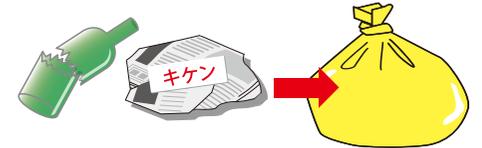
小型家電・刃物類・その他

- 電話機、ゲーム機、デジカメ、パソコン
- 電池類は外して有害ごみに出してください。パソコンデータは消去してください。
- 包丁、ハサミ、LEDライト・割れた蛍光管、割れたびんやガラスなど

 割れた蛍光管、割れたびん、包丁など先がとがった危険なものは、新聞紙などで包み、「キケン」と表示して指定袋に入れてください。

金属類・びん類

- 鍋、フライパン、やかん
- 化粧品などの飲料、食品以外のびん
- 耐熱ガラス、つけ物用びんなど



資源物 ! ネットに仕分ける

容器包装プラスチック  このマークが目印です。

- はがれにくいラベルは貼ったままでも出せます。

ペットボトル  このマークが目印です。

- キャップとラベルは外す
- 中身を空にして、軽くすすぐ
- つぶさずに出す

白色トレイ・発泡スチロール  このマークが目印です。

- 発泡スチロールは80cm以内に細断してください。

汚れたものは
水洗いして出す



古紙類 ! ひもでしばって出す

新聞、チラシ

- 新聞紙、チラシは一緒に出せます。
- 30cm以内の厚さで十文字にしる。

雑誌類

- 雑誌・カタログ・教科書・漫画本など
- 30cm以内の厚さで十文字にしる。

段ボール  このマークが目印です。

- 30cm以内の厚さで十文字にしる。

 芯が波状のものしか出せません

紙パック  このマークが目印です。

- 牛乳パックなど
- 開いて水洗いして乾かして出す。

雑がみ ! 紙袋に入れて出す

雑がみ  このマークが目印です。

- 食品やティッシュの箱・包装紙
- ハガキ・紙製のタグなど

 食品にふれた紙類、加工された紙類、アルミ貼りの紙類は、燃やすごみに出してください。

衣類等 ! ひもでしばって出す

衣類等

- 洋服・子供服・ズボン・シャツ
- スカート・ジャージ・和服など

 収集拠点には出せません。

粗大ごみなどの出し方

粗大ごみの収集を依頼される場合は
事前に申し込みが必要です。



収集及び直接搬入できるもの

家庭電化製品

- オープントースター
- 食器乾燥機・洗浄機
- ガステーブル
- 電子レンジ
- 空気洗浄機
- 家庭用浄水器
- 照明器具 など



冷暖房器具類

- 電気こたつ
- 扇風機・温風機
- 電気カーペット
- ファンヒーター (灯油は抜くこと) など



家具・調度品類

- ベッド
- すのこ
- サイドボード
- 食器戸棚
- テーブル・机・イス
- 応接セット など



日用品・生活用品

- 寝具類 (ふとん・マット)
- こども用おもちゃ
- じゅうたん
- クーラーボックス
- スーツケース など



その他

- ブラインド・すだれ・よしず
- バッテリー (自家用車)
- オルガン・ピアノ
- 18ℓ缶 (農薬類除く)
- アンテナ
- たたみ (6枚まで)
- 水槽 (室内観賞用)
- 仏壇 (直接搬入のみ)
- ランニングマシン
- 物干し竿
- ホースリール
- スキー板・スノーボードなど



収集及び直接搬入できないもの

家電リサイクル4品目

- テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機
- エアコン (室外機含む)



家電リサイクル法により、次のいずれかの方法で処分してください。

①「買ったお店」「買い替えるお店」「近くの電気店」に依頼する
※処分には「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

②自分で指定取引場所へ搬入する

- 1) メーカーなどに料金を確認して郵便局で「家電リサイクル券」を購入
- 2) 指定取引店に「家電リサイクル券」と「廃家電」を持ち込む

指定取引場所 ※搬入可能日などを会社に確認してください。

九州メタル産業(株)鳥栖営業所	鳥栖市永吉町	0942-87-1011
九州産交運輸(株)佐賀センター	佐賀市鍋島町	0952-40-0077

消火器

特定窓口・指定取引所で回収しますのでお問い合わせください。(有料)
「消化器リサイクル推進センター」

お問い合わせ先
TEL: 03-5829-6773

自動車関係

- 自動車・バイク
- タイヤ・ホイール など

建設関係

- 建設廃材
- スレート
- ブロック・タイル
- 太陽光パネル
- 断熱材 など

農業関係

- ※職業で使用したもの
- トラクター・コンバイン
- 農薬のビン・缶 など

- 消防ホース
- 太陽熱温水器
- 浴槽
- 水草
- ポンプ
- 洗面台・流し台
- 太陽光パネル
- ガスボンベ
- 土・砂
- 発電機
- 点滴針 など

※P10も参考にしてください。

粗大ごみを出すまでの流れ

○粗大ごみとは、燃やすごみ・燃えないごみの指定袋に入らない大きさのごみです。
○収集業者に依頼する「戸別収集」と、リサイクルプラザに持ちこむ「直接搬入」P10のどちらかで出してください。

⚠️「収集及び直接搬入できないもの」や「事業所から出る粗大ごみ」は申し込みできません。

- 1 町指定の業者に収集の申込み (予約制)
 - 申込先(株)大島産業 ● ☎0952-53-4400
 - 受付時間: 午前9時～午後4時 (月～金曜日・祝日除く)

- 2 収集日・収集場所・粗大ごみステッカーの枚数を確認
 - 収集日(月1回)の予約状況などを確認してください。
 - 出すごみの品目・数量・収集場所などをお伝えください。
 - 粗大ごみステッカーの必要枚数を確認してください。

- 3 粗大ごみステッカーの購入
 - 必要枚数分のステッカーをお近くのコンビニやスーパーなどでご購入いただき、必要事項をご記入ください。

粗大ごみステッカー1枚/500円

- 4 ごみを出す ⚠️業者は家の中からの運び出しはしません。予約された日時に、業者がご自宅に回収に来ますので、玄関先など業者指定の場所に出してください。



粗大ごみの収集日

あ区 ⇒ 第4水曜日
い区 ⇒ 第1水曜日

臨時粗大ごみ収集制度

臨時的に粗大ごみが出た場合などに収集を依頼する制度です。【事前予約制】

● 申込み先:(株)大島産業 ☎0952-53-4400

臨時収集の料金 (処分費含む)

2トン車荷台 1台/1回 9,600円

- 1 大島産業に電話で仮申込み【収集の予約】
- 2 役場住民課(三田川庁舎)で本申込みと支払い
- 3 当日、収集と運搬(収集時に立会いが必要)

⚠️ 役場での申込み時に料金をお支払いいただけます。

パソコン

● パソコン (デスクトップ型・ノート型) ● モニター
資源有効利用促進法により、次のいずれかの方法で処分してください。

- ① パソコン製造メーカーなどによる回収 ※詳しくはメーカー相談窓口へ
- ② 燃えないごみとして処分 ※データを消去した状態でお出しください。
- ③ 国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」による宅配便回収

※パソコンを含む回収は、1箱分は無料となります。
(データ消去サービス、フロンガス処分などは有料)

お問い合わせ先
TEL: 0570-085-800



リサイクルプラザへのごみの持込み

直接搬入

一般廃棄物の受け入れ・処理業務については、令和6年4月から佐賀県東部環境施設組合で行います。
これに伴い、令和6年4月からの不燃ごみ・粗大ごみの搬入場所は、「鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ」となります。



搬入場所

鳥栖三養基西部リサイクルプラザ [検索](#)

●鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
三養基郡みやき町大字箕原4432 ☎ 0942-94-9313

持込みごみの受付時間

月～金曜日	8時30分～16時30分 ※祝休日の場合も受付
土曜日	8時30分～12時00分 ※祝休日の場合も受付
日曜日	休み
年末年始	12月30日～1月3日 休み

料金

一般家庭からのごみ (自宅のごみ)
●50kgまで 300円
●10kg増すごとに 100円加算
(例) 150kgの粗大ごみ 50kgまで300円 50kgを超えた分1,000円 合計1,300円

搬入できるごみ

- 収集及び直接搬入できるもの **P9**
- 粗大ごみ
例: ベッド、たんす、自転車、ソファ、ふとん、一輪車など
 - 不燃ごみ
例: 金物(金属製鍋、傘、スプレー缶、塗装の空き缶など) 割れ物(陶器類、鏡、植木鉢など)
 - 資源ごみ
例: 缶類(アルミ・スチール)・びん類・古紙類
ペットボトル・段ボール・古紙類・雑がみなど
 - 剪定枝や木の幹 ※土は必ず取り除く。
※搬入基準は次のとおりです。

直径10cm以下	直径10cm超え 40cm以下	直径40cmを 超えるもの
長さ1m以下 に切断	長さ50cm以下 に切断	長さ50cm以下に切断し、 4分割にたて割り

搬入できないごみ

- 収集及び直接搬入できないもの **P9**
- 対象地域外で発生したごみ
 - 法令等により搬入できないもの
産業廃棄物、農機具・農業用品
家電リサイクル法対象となっている家電製品
 - 安全衛生上搬入できないもの
プロパンボンベ、ガソリン、灯油など引火性、
爆発性のある燃料、医療廃棄物(注射針や感染の
恐れがあるもの)、農薬、動物の死がい など
生ごみ(野菜くず、おむつ、その他不衛生なもの)
 - その他搬入できないもの
金庫(耐火性)、発煙筒、プランターの土、
鋳物用オイル、未使用の花火、石、セメント、
石膏ボード、薬品、ウォーターサーバー など
【搬入できるごみか迷われたら、事前に確認してください】

持込方法・搬入の注意点

搬入方法

- 搬入は、原則本人(同一世帯)のみとなっております。
・本人確認のため、免許証、マイナンバーカードなどを提示していただきます。
・ご自身でごみを搬入できない場合は、「一般廃棄物搬入確認証」が必要です。
(手続きについては、吉野ヶ里町役場住民課にお問い合わせください。)
- 場内の案内表示や係員の指示に従い、計量、積み下ろし、手数料のお支払いをお願いします。(ごみの種類ごとにご自分で降ろしていただきます)
- 指定ごみ袋に入る少量のごみは、できるだけ地域の指定の収集日に出してください。



搬入の注意点

- ごみは必ず分別して搬入してください。未分別のものは、持ち帰ってもらう場合があります。
- 袋に入れて出す場合、指定袋は使わずに市販の透明(半透明)の袋を使用してください。
- 搬入物の内容が確認できない場合は、袋などの開封を行う場合があります。
- 携帯電話や小型家電などに使われているリチウムイオン電池は、他の乾電池と同様に、必ず分別して「資源ごみ(有害ごみ)」として出してください。
- 場内は禁煙となっております。また、けが防止のため必ず靴で搬入してください。
- 年末は大変混み合いますので待ち時間が長くなる場合があります。

リサイクルプラザの場所



お問い合わせは / 吉野ヶ里町役場住民課

(三田川庁舎)まで TEL0952-37-0335

吉野ヶ里町リサイクルセンター

家庭の用事や大雨・台風などで地区の資源ごみ収集拠点に「資源ごみ」「燃えないごみ」を出せなかった時や、資源ごみの量が多く、自宅での保管に困った時などは、リサイクルセンターに搬入することができます。



開館日

- 平日(水曜日除く)及び土・日
- ※ 祝休日の時は休み

利用時間

- 8時30分～17時00分
- 17時までにごみ出しを完了してください。

休館日

- 水曜日
- 祝休日
- 12月29日から1月3日まで

ごみ出しのルール



- 対象は町内の家庭ごみです。事業所からのごみは出せません。
- ご自宅であらかじめ分別してから持ち込んでください。
- 決められたコンテナなどにご自分で入れてください。
- 汚れている資源ごみは出せません。
- 「燃えないごみ」は指定袋に入れて出してください。(袋からはみ出ているものは出せません。)
- 「燃やすごみ」・「粗大ごみ」は出せません。

搬入できるもの

※ 分別方法は P8 のとおりお願いします。

- アルミ缶 ● スチール缶 ● スプレー缶
- 一升びん ● ビールびん ● 茶色びん ● 無色びん
- その他の有色びん
- 有害ごみ ● 食用廃油
- 容器包装プラスチック ● ペットボトル
- 白色トレイ ● 発泡スチロール
- 新聞・チラシ ● 雑誌類 ● 段ボール ● 紙パック
- 雑がみ ● 燃えないごみ(指定袋に入れて出す)
- 衣類等(地区の資源ごみ等収集拠点には出せない)

住所確認のため、免許証などを提示していただく場合がございます。

吉野ヶ里町役場住民課(三田川庁舎)

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2

TEL0952-37-0335